

令和5年度 第8回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和5年11月10日(金) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則
欠席委員	委 員 上 田 恭 子
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 生 涯 学 習 課 長 大 沼 賀 敬 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 山 内 裕 二
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第7回定例会会議録の承認について 日程第3 同意第7号 清須市教育支援委員会委員の委嘱、又は任命について 日程第4 議案第11号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案 日程第5 議案第12号 清須市いじめ防止基本方針の一部改訂案について 日程第6 議案第13号 令和6年度教職員定期人事異動方針(案)について 日程第7 議案第14号 「ラーケーションの日」の実施に伴う給食費の取扱い案について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

## 議事の経過

### ○ 開会

天埜教育長

おはようございます。  
只今の出席委員数は4名です。上田委員は欠席の連絡を受けております。過半数の出席がありますので、只今から、令和5年度第8回清須市教育委員会定例会を開会します。  
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。ここで、あらかじめ申し上げます。  
委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通して、お願いいたします。

### 日程第1 会議録署名委員の指名について

天埜教育長

日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。

日程第2 令和5年度第7回定例会会議録の承認について

天竺教育長	日程第2、「令和5年度第7回定例会会議録の承認」についてを議題とします。事務局より、説明をお願いします。 (学校教育課長 挙手) 学校教育課長。
学校教育課長	はい。学校教育課長の瀬尾でございます。 それではお手元の令和5年度第7回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。 表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和5年10月2日、月曜日、午前9時30分開会でございます。 出席委員につきましては、天竺教育長ほか、太田委員を除く3名の方の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、8名の教育部職員でございます。 日程第1、議席の指定、日程第2、会議録署名委員の指名後、日程第3、会議録の承認をいただきました。議事の経過は、会議録としてまとめさせていただきます。1ページから3ページとなりますので、ご確認をお願いいたします。 以上でございます。
天竺教育長	ありがとうございます。内容について、ご確認の時間を少しとります。 これより、質疑を行います。質疑は、ございますでしょうか。 (委員より、「なし。」の声あり) これで、質疑を終わります。 これより、採決をします。「令和5年度第7回定例会会議録」については、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] 挙手全員です。従って、「令和5年度第7回定例会会議録」については、原案のとおり承認されました。 この定例会閉会后、後藤委員と高山委員に、ご署名をお願いします。

日程第3 同意第7号 清須市教育支援委員会委員の委嘱、又は任命について

天竺教育長	日程第3、同意第7号「清須市教育支援委員会委員の委嘱、又は任命」についてを議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。 (学校教育課長 挙手) 学校教育課長。
学校教育課長	はい。学校教育課長の瀬尾でございます。 同意第7号、清須市教育支援委員会委員の委嘱、又は任命について。 清須市教育支援委員会委員に別紙の者を委嘱又は任命する。令和5年11月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。 提案理由です。この案を提出するのは、清須市教育支援委員会条例（平成25年清須市条例第17号）第3条第2項の規定により、清須市教育支援委員会委員を委嘱又は任命するために必要があるからです。

1 ページおめくりください。こちらが今回委嘱又は任命しようとする委員の一覧です。まず、1 番から12 番はそれぞれ小中学校の校長となります。13 番から16 番は各地区の学校医となります。

また、17 番、18 番は、市関係者であり、計18 名を委嘱又は任命しようとするものです。

任期といたしましては、令和5 年11 月10 日から令和6 年3 月31 日までとなっております。

教育支援委員会の役割としては、学校生活に支援が必要な児童生徒に対して、1 人1 人にあった適正な教育支援を行うための審議を行うものです。

具体的には、新入学者を中心に、各学校・保育園等からの支援が必要な子どもの状況報告に基づきまして、その状況にあった学びの場を検討するもので、今月11 月30 日に開催予定となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

天竺教育長

これより、質疑を行います。

質疑は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をします。

同意第7 号「清須市教育支援委員会委員の委嘱、又は任命」については、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。

従って、同意第7 号「清須市教育支援委員会委員の委嘱、又は任命」については、原案のとおり同意されました。

#### 日程第4 議案第11 号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案について

天竺教育長

日程第4、議案第11 号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」についてを議題とします。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

学校給食センター管理事務所長 吉田です。

議案第11 号、清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和5 年11 月10 日提出。清須市教育委員会 教育長 天竺幸治。

提案理由です。

この案を提出するのは、教育委員会が定める特別な事情により、清須市立小学校の児童及び清須市立中学校の生徒が給食を要しない場合に、1 日を単位として給食費の還付を行うために必要があるからです。

1 枚めくっていただきまして、当該規則改正に係る改め文となります。もう1 枚おめくりいただき、新旧対照表となりますので、ご覧ください。

下線部分が改正箇所及び追加する二つの項となります。改正内容としまし

ては、2項により教育委員会が定めた特別な事情により、児童・生徒が給食を要しない場合に、1日あたり月額給食費の20分の1の額を還付することができることとするものです。また、3項の追加については、第1項による還付要件とは別区分とすることを明記するものです。第1項による還付は、給食を一月に連続5日以上要しない場合で、あらかじめ給食センターに届け出があった場合となります。

なお、現時点で、この改正の適用を見込んでいるのは、次の議案でお示しさせていただきます「ラーケーションの日」の取得により給食を要しない場合です。

また、本規則改正の施行は、公布の日からとし、本日を予定しています。以上です。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑は、ございますでしょうか。  
(高山委員 挙手)

高山委員。

高山委員

この規則に、期限はあるでしょうか。  
(学校給食センター管理事務所長 挙手)

天竺教育長

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

期限は特に設けておりません。

天竺教育長

ほかに、質疑はありませんか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決をします。

議案第11号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。

従って、議案第11号「清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第12号 清須市いじめ防止基本方針の一部改訂案について

天竺教育長

日程第5、議案第12号「清須市いじめ防止基本方針の一部改定案」についてを議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課主幹 挙手)

<p>学校教育課主幹</p>	<p>学校教育課主幹。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>はい。学校教育課主幹の神谷でございます。  議案第12号 清須市いじめ防止基本方針の一部改訂案について、上記の議案を提出する。  令和5年11月10日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。  提案理由、この案を提出するのは、令和4年12月の生徒指導提要の改訂に伴い本市のいじめ防止基本方針も改訂する必要があるからです。  1ページめくってください。清須市いじめ防止基本方針の改訂案になります。  12月に改訂されました生徒指導提要の第4章に「いじめ」に関する内容が表記されています。それをもとに、改訂した内容が赤字で表記してあります。3ページをご覧ください。こちらには、各学校のいじめ防止基本方針の策定にあたり、「いじめ対策の達成目標を設定すること」そして、「学校はいじめ防止の観点から、児童生徒がどのような態度や能力を身につけるように働きかけていくのか」「個々の教職員は、自分が何をすべきなのか」「保護者や地域の人々、関係機関は、どのように協力すればよいのか」ということが分かる内容を含めるようになりました。4ページをご覧ください。こちらには、学校がいじめ防止基本方針をホームページで公開し、児童生徒、保護者、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、毎年、自校のいじめ防止の取組を振り返り、次年度の計画に生かすことと、学校対策委員会に案件によってスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の参加を検討すること、そして、教職員一人一人がいじめの情報を学校対策委員会に報告共有する義務があることを周知徹底することを明記しました。最後に7ページをご覧ください。こちらには、被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼しながら成長支援につながる丁寧な指導を行うことが求められていることを追記しました。  以上が改訂部分でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>天埜教育長</p>	<p>これより、質疑を行います。  質疑は、ございますでしょうか。  (太田委員 挙手)  太田委員。</p>
<p>太田委員</p>	<p>3ページに「いじめ対策の達成目標を設定し」とありますが、具体的にはどういった内容の目標を設定するのでしょうか。  (学校教育課主幹 挙手)</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>特に、いじめの未然防止に関する内容の目標を設定する予定でございます。</p>
<p>太田委員</p>	<p>施した対策がどの程度機能しているかは、具体的な数値等で示されるのでしょうか。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>達成目標については、学校評価において状況を評価し、各学校のホームページに具体的な数値をパーセンテージで明記していきます。</p>

天竺教育長

ほかに、質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決をします。

議案第12号「清須市いじめ防止基本方針の一部改訂案について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。

従って、議案第12号「清須市いじめ防止基本方針の一部改訂案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第13号 令和6年度教職員定期人事異動方針(案)について

天竺教育長

日程第6、議案第13号「令和6年度教職員定期人事異動方針(案)」についてを議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾でございます。

議案第13号、令和6年度教職員定期人事異動方針(案)について。上記の議案を提出する。

令和5年11月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、令和6年度の教職員、学校事務職員及び学校栄養職員人事異動の基本方針を定める必要があるからです。

1ページおめくりください。令和6年度の清須市教職員定期人事異動方針案になります。

愛知県教育委員会の「令和6年度教職員定期人事異動方針」に基づいて、下記の1～6の方針で実施いたします。

なお、学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の人事異動方針に準じて行います。

1ページおめくりいただいたところから、愛知県の「令和6年度教職員定期人事異動方針」「県費負担市町村立学校事務職員人事異動方針」「県費負担市町村立学校栄養職員人事異動方針」がございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

天竺教育長

清須市及び愛知県の人事異動方針に、昨年との変更はございません。

これより、質疑を行います。

質疑は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。  
これより、討論を行います。  
討論は、ございますでしょうか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これより、採決をします。  
議案第13号「令和6年度教職員定期人事異動方針(案)について」は、  
原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
[全員挙手]  
従って、議案第13号「令和6年度教職員定期人事異動方針(案)について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第14号 「ラーケーションの日」の実施に伴う給食費の取扱い案 について

天竺教育長 日程第7、議案第14号「「ラーケーションの日」の実施に伴う給食費の  
取扱い案について」を議題とします。  
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。  
(学校給食センター管理事務所長 挙手)  
学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長 学校給食センター管理事務所長 吉田です。  
議案第14号、「ラーケーションの日」の実施に伴う給食費の取扱い案に  
ついて。上記の議案を提出する。令和5年11月10日提出。清須市教育委員  
会教育長、天竺幸治。  
提案理由です。  
この案を提出するのは、清須市立小学校の児童及び清須市立中学校の生徒  
が「ラーケーションの日」を取得する場合における給食費の取扱いを定める  
ために必要があるからです。  
1枚めくっていただきまして、別紙をご覧ください。  
児童及び生徒が、「ラーケーションの日」を取得する場合における給食費  
の取扱いについては、先ほど可決いただいた「清須市学校給食センター管理  
運営規則」の改正部分、第8条第2項の規定に基づき、還付することとしま  
す。  
また、「ラーケーションの日」の取得により、給食費の還付対象とするの  
は、「ラーケーションの日」を取得しようとする日の属する月の前月20日  
までに学校長から給食センターに届出があった場合としますが、保護者が学  
校へ届出る期日は、取得しようとする日の属する月の前月15日までとする  
形の運用となります。還付の額は、改正後の同規則に基づき、月額給食費の  
20分の1の額、現在の給食費では小学校が1日あたり205円、中学校が  
240円となります。  
議案の説明は、以上です。

天竺教育長 これより、質疑を行います。  
質疑は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。  
これで、質疑を終わります。  
これより、討論を行います。  
討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これより、採決をします。

議案第14号「「ラーケーションの日」の実施に伴う給食費等の取扱い案  
について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

従って、議案第14号「「ラーケーションの日」の実施に伴う給食費の取  
扱い案について」は、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天埜教育長

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これで、令和5年度、第8回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前9時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 高 山 智 司